

# 幕末武家官位試論

——武家官位叙任をめぐる政治力学——

淺井良亮

## 【序】

本稿の目的は、幕末段階に於ける武家官位をめぐる政治力学の変転、それを素描することにある。<sup>①</sup>

## 【一、官位叙任の傾向分析】

大名への官位叙任は、まず家督相続に前後して行なわれた。家督を相続するということは、彼の政治母体である家政組織を代表する、ということである。家督相続を果たすと、彼は武家社会——ここでは専ら大名社会というほどの意味である——に参入する必要が生じる。それは、政治社会に身を置く以上、単独する一団体として存立し得ないためである。社会へ参入するためには、彼が構成員として認知されなければならない。認知のためには、資格が必要である。近世武家社会に於けるその資格こそ、武家官位であった。

武家官位は、無秩序に与えられるものではなく、一定の規律下に授けられるものであった。それは、武家官位が武家社会の資格調整要素として機能していたためである。官位叙任に関する規律として、「寛保三年御定」<sup>②</sup>がある。ここには、大名が初めて与えられる初官、昇進年数、昇進限界である極位極官、などが家格ごとに定められている。

昇進年数については、在任三〇年を以て昇進、という文言が散見される。だが、当時の武家社会に於いて、三〇年以上の家督保持を成し得た大名は稀有である。そうすると、昇進年数に関する規定は、その通りに運用されることが珍しくなり、次第に形骸化する。規定が形骸化すれば、官位昇進の契機は時々の政治判断に委ねられる。昇進を是とするのか、また否とするのか、その判断である。したがって、官位昇進は極めて高い政治性を帯びることとなる。

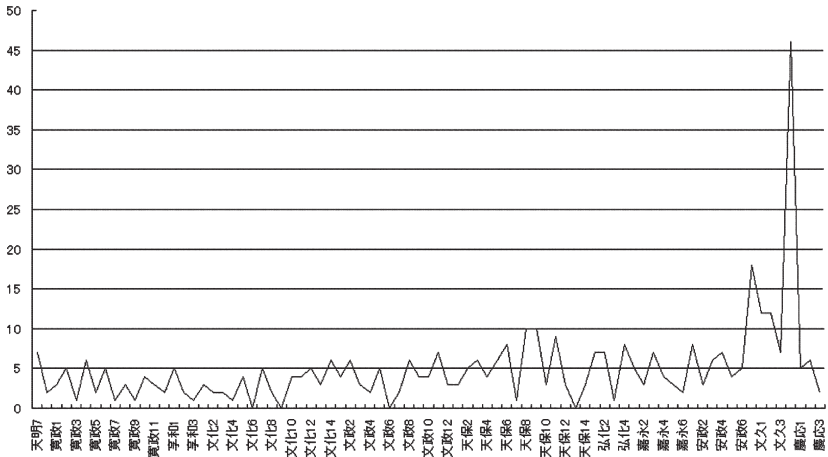
【グラフ1】は、天明七（一七八七）年から慶応三（一八六七）年に宣下された、武家官位昇進件数をグラフ化したものである。<sup>3</sup> ここには家督相続に伴う官位叙任は含まない。家督相続は、当主の罹病や死去という、偶発性に因るところが大きい。したがって、家督相続に伴う官位叙任も、また偶発的要素が大きいためである。

グラフがコンスタントな波を描くのは、公儀要職経験者への官位叙任のためである。老中や京都所司代など、徳川公儀の要職経験者へは限定的な官位昇進が認められた。当人は従四位下侍従への、世子は四品（無官の従四位下）への昇進である。公儀要職者は一定の周期を以て交代する。そのため、それに伴う官位昇進も、また一定の周期を以て繰り返される。

そのことを踏まえた上でグラフから看取できることは、幕末段階に向けて官位叙任件数が増加する、ということである。万延元（一八六〇）年以降、その傾向は顕著である。特に、元治元（一八六四）年の叙任件数は突出している。この年は、対外的には横浜鎮港問題が、国内的には長州処分問題が喫緊の政治課題であった。それを解決すべく、参豫会議が開催され、また瓦解した。官位叙任が集中する同年四月は、参豫会議瓦解期に該当する。参豫会議瓦解後の政治情勢を打開するため、公儀は諸大名への一斉推任叙を行い、彼らの政治協力を取り付けようとする<sup>4</sup> 論みた。一斉推任叙宣下は公儀の政治的期待の表象であった。

これと逆説的に連結するのが、武家官位の停止である。幕末段階にのみ執行されたこの現象は、彼の武家社会構

【グラフ1】官位昇進件数



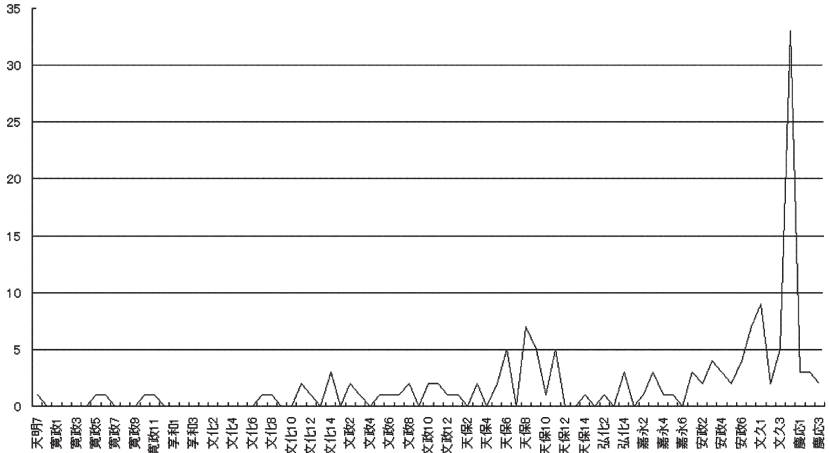
成員としての資格を停止する政治処分である。<sup>⑤</sup> 政治処分とは、その者に対する政治的失望の表れである。

つまり、万延元年以降の官位叙任件数の増加は、徳川公儀による特定個人への政治的評価に照応するものであった。

ところで、【グラフ1】と近似する軌跡を描くのが、【グラフ2】である。これは、同時期の極位極官超越件数をグラフ化したものである。先述したように、大名は家格ごとに昇進限界、すなわち極位極官が定められていた。その超越とは、規定からの逸脱を意味する。文政年間まで超越事例が稀有であったことは、むしろ当然である。

極位極官超越の最初の山は、天保年間に確認できる。この背景には、十一代将軍徳川家斉との縁組があった。家斉は実子の多くを諸大名家へ養子として縁組した。鳥取池田家（十三男乙五郎、後の斉衆）、津山松平家（十四男銀之助、後の斉民）、浜田松平家（二十男徳之佐、後の斉良）、福井松平家（二十二男民之助、後の斉善）、阿波蜂須賀家（二十二男松菊、後の斉裕）、川越松平家（二十五男紀五郎、後の斉省）、明石松平家（二十六男周丸、後の斉宣）などである。<sup>⑥</sup> 彼らは、徳川将軍家と縁戚関係を有すること、官位昇進を宣下された。叙任された武家官位は、本来の家

【グラフ2】 極位極官超越件数



格を超越するものであった。

縁戚関係の形成は養子縁組だけに止まらない。興入も縁戚関係の一つである。家斉の子女が興入した大名は、会津松平家（十五女幸子が容衆に興入）、佐賀鍋島家（十八女国子が斉正に興入）、萩毛利家（十九女操子が斉広に興入）、金沢前田家（二十一女偕子が斉泰に興入）、広島浅野家（二十五女貴子が斉肅に興入）などである。彼らは、家斉の子女を娶ることで、官位昇進を果たした。その際に叙任された武家官位は、極位極官までは到達しなかった。養子縁組との差別化である。

また、鹿児島島津家の場合は、自らの子女を徳川将軍家に興入させた。重豪の子女茂姫、家斉正室となった広大院である。島津家は、広大院を通じて形成した縁戚により、官位昇進を果たした。天保八（一八三七）年の斉興参議昇進である。この年、十二代将軍家慶の征夷大將軍就職に伴って、「御三家方始御統柄ノ面々」へ「格別ノ昇進」が仰出された。島津家には「当時御由緒モ有之殊ニ大御所様ヨリ厚被 仰進候御旨」があり、当主斉興が「宰相」に任じられた。この昇進は「勿論家格ニハ不相成」と、斉興一代限りのものとされたが、島津家にとっては異例の官位昇進であった。

家斉との縁戚形成による極位極官超越は、徳川将軍家との血縁の濃淡が官位叙任に結合した、ということの意味している。そもそも、武家官位の構造は、徳川将軍家を頂点とした、極めてヒエラルヒシユなものである。したがって、新しく派生した血縁に即して、官位叙任を施すことは、当然の措置である。ただ、確認しておきたいのは、その血縁の濃淡が家斉個人から派生したものである、ということである。

家斉による縁戚大名への官位叙任は、一つの動きを惹起した。大名による官位昇進運動である。縁戚による昇進を得なかつた大名は、昇進を得た大名との間に生じる格差を意識し始めた。昇進は限定的なものであつたが、しかし暫時的に家格差が生じる。家格が異なれば、武家社会に於ける存在意義すらも異なる。本来同格であつた大名にとつて、それは承服し難い事態であつた。彼らは多様な理由を駆使し、公儀に昇進を願ひ出た。彼らの行動は、獮官運動として理解されがちであるが、大名間の家格差を自ら補正しようとする行為であつた。

【グラフ2】に於けるピークは、安政年間に始まる。これは、【グラフ1】に見える、官位昇進件数増加と照応する。政治的評価に依りて官位叙任がなされたことは、先述の通りである。公儀の政治的期待は、無作為に放出されるものではない。大身大名や溜問詰譜代など、その期待を担い得るだけの限られた者に向けられるのである。したがって、同一人物に対し、複数回の官位昇進が実施されることになる。複数回の官位昇進が、しかも極めて短期間で執行されたため、極位極官への到達が早々に実現する事態となつた。武家官位のインフレである。それにも関わらず、安政期以降、内外の政治問題は複雑化の一途を辿る。公儀にとつて諸大名の協力が不可欠となる、そうした政治状況が現出する。彼らの協力を確保するため、官位叙任が政治利用される。そこで極位極官の超越を忌避しない意識が広がるのであつた。

## 【二、叙任対象の論理的変質】

大名への官位叙任に於いて、その対象は当主もしくは世子とされた。

当主は、家督を相続し、自らの家を代表する存在である。大名は、主体性を持つ政治個体という意味に於いて人格的存在であり、家政組織の代表者という意味に於いて非人格的存在である。

世子は、家督を継ぐことを約束された、未来の当主たる存在である。世子には、即時的な政治的期待や政治的役割が求められるわけではない。彼が当主となるであろう、近未来への期待が寄せられるのである。

隠居とは、家督を譲り、大名社会から退いた存在である。彼には、豊かな政治経験が備わっている。したがって、「老公」などと呼称され、家政のレベルに於いて、その政治経験を發揮することはあり得た。しかし、家督を譲った以上、家政組織を代表して武家社会に関与することはなかった。また、そのような行為が公式には容認されることはなかった。そのことは、彼の武家官位そのものが表象している。当主が退隠すると、例えば「肥前前中将」のように、彼の官職名には「前」の字が付された。過去性の付与である。彼に授けられた官職が過去のものとなることで、その武家官位は不完全なものとなる。武家社会への参入資格が不完全なものとなるため、社会への関与も一定の制限化に置かれるのである。

さらに、島津久光のような「厄介之身分」にとって、問題は深刻である。久光は無位無官の者である。そして、当主経験がない。彼の政治的権威の源泉は、当主茂久の実父という、極めて不安定なものであった。また、彼が「国父」と称名され、いかなる政治的期待を担おうとも、無位無官である以上、武家社会の構成員として公式に認知されることはなかった。したがって、久光は官位獲得を渴望するのであった。<sup>(9)</sup>

こうした叙任対象論理の枠外にあったのは、御三家である。彼らには隠居後に武家官位が授けられることがあつ

【表】元治元年の隠居官位叙任

日付	名	家	官位
1月14日	島津久光	鹿児島島津家	従四位下左近衛権少将
4月10日	伊達宗城	宇和島伊達家	左近衛権少将
4月11日	島津久光	鹿児島島津家	従四位上左近衛権中将
4月17日	松平慶永	福井松平家	正四位上参議
〃	鍋島閑叟	佐賀鍋島家	参議
〃	山内容堂	高知山内家	従四位上左近衛権少将
〃	伊達宗城	宇和島伊達家	従四位上

出典：『維新史料綱要』巻五

た。その理由は、幕政が徳川將軍家の家政的側面を有する点に求められる。したがって、水戸徳川家斉昭のように、隠居身分にても幕政に参与することは可能であった。

ところが、元治元年、こうした叙任論理が変容することになる。隠居や「厄介之身分」の者に武家官位が叙任された。【表】は、それを一覧にしたものである。なぜ彼らに武家官位が叙任されたのか。その解答は、先に触れた、参豫会議開催にある。

万延元年の桜田門外の変によって、政局では大老井伊直弼に代わるリーダーシップが不在となった。こうした政治情況に於いて、政治的期待を集めたのが一橋慶喜である。同時に、彼を支持した大名、いわゆる旧一橋派大名への政治的期待も高まった。彼らの多くは、いわゆる安政の大獄によって、武家社会の表舞台から隔離されていた。しかし、彼らには豊かな政治経験があった。そのため、彼らへの期待と役割の比重が拡大することになる。

このような政治情況が創出されると、彼らを正式な社会構成員として認知する必要が生じる。官位叙任の必要性である。それは、官位叙任の枠外の者を、枠組の内側へ包摂する作業である。こうした既存の秩序を転換させるには、大きな政治力学が作用する必要がある。そこで、想起されるのが、徳川斉昭の存在である。彼は、御三家の家格であったが、新たな武家官位が叙任されることなく、嘉永〜安政期の幕政に与した。したがって、斉昭の事例を

敷衍すれば、さほどの力学的作用を必要としない。文久年間、新たな官位叙任のないままに、隠居たちの政治活動は認知されたのである。

事態を大きく変転させたのは、参豫会議である。公儀と朝廷は、国事問題処理のため、「参豫」の任を設けた<sup>10</sup>。参豫とは、朝議に参加することを認められた存在である。参豫に任じられたのは、会津松平家容保を除き、凡そ隠居身分の者であった。それは、先述したように、豊かな政治経験を有する彼らへの政治的期待と、何より家政から解放された自由な政治的立場に拠るところが大きい。

ところが、障壁となったのは、朝議列席のための参内資格である。久光への参豫任命に際し、「参豫仰出さるゝに、官位なくてハ参内にも差支不都合<sup>11</sup>」、「無位官にてハ昇殿さし支候<sup>12</sup>」と、無位無官であることが問題となった。無位無官であれば昇殿が認められない。それは律令にて規定されたことである。律令では、官位を有さねば、朝議が開催される政治的空間への出入が禁止されていた。武家官位とはいえ、官位そのものが律令規定下に存在する以上、彼らにもその論理が適応されるのである。

この参内資格をめぐる問題は、土佐山内家容堂にも向けられ、「容堂身分ニ相成候而ハ参内も只今難仕候<sup>13</sup>」とされた。「土佐前侍従」という、現役官職を保持しない立場では、参内昇殿が不可能なのである。したがって、結果的に宣下は参豫会議後のこととなるが、彼らへの官位叙任が検討されるのである。

ところで、この時、宇和島伊達家宗城の参内昇殿資格は問題視されなかった。彼は隠居身分である。これは、彼が、安政五（一八五八）年の致仕と同時に、「伊予守」を拝任していたことと関係があると考えられる。受領名といえども、官位である。これもまた事後的であるが、久光に「大隅守」が、福井松平家慶永に「大蔵大輔」の官途が下されたことも問題を同じくする。

このように、官位叙任の枠外に身を置く隠居や厄介身分の者は、彼らへの政治的期待の増幅と参豫会議開催とい



う政治的文脈により、叙任対象の枠内へと次第にスライドしていったのである。

### 【三、反作用の力学】

しかし、こうした官位叙任をめぐる秩序の変容、すなわち政治的期待が惹起する極位極官超越と隠居叙任は全幅の賛同を獲得したわけではなかった。秩序の変容が進むにつれ、逆ベクトルの力学が生じた。<sup>14</sup>

これを検討する好例が、島津久光への官位叙任問題である。<sup>15</sup>この一件からは、官位が有した家格調整機能をめぐる相克を看取することができる。

文久二（一八六二）年七月、朝廷は「亡兄故中将之遺命を守り、今度抽丹誠 皇国ニ精忠を尽し、猶又 公武御栄久之基本を周旋致し候段、御感悦不斜候」を理由に、久光への「従四位上中将 御推任叙」を決定した。<sup>16</sup>江戸へ下向した勅使大原重徳は、この一件を老中や一橋慶喜に働きかけた。<sup>17</sup>大原の周旋に対し、松平春嶽は「三郎如何程大功御坐候迎、従四位之中將に被叙任候而ハ、余之超越、不都合にハ無之哉」と難色を示した。久光は「厄介之身分」にも関わらず、「突然極官に昇候てハ、諸大名落付不申」というのである。<sup>18</sup>慶喜も「中将ハ武家極官之姿ニ相成有之処、此度三郎一時ニ超越叙任ニ相成候而ハ、諸侯一体ニ落付申間敷」と、春嶽と同様に述べた。そして、「此格例を摺体ニ及ぼす時ハ、是迄之中將ハ宰相ニ不相進してハ難適」とし、そうなつては「諸侯之官位乱礼ニ及び、武家之制度相立兼」ねるといふ。<sup>19</sup>こうして、久光への官位叙任は一旦頓挫することとなる。

文久三（一八六三）年一二月、久光参豫任命に際し、再び官位叙任が問題となった。この時、慶喜は「三郎殿家統を続かるれハ、従四位中将なるへけれど、家統を続かれずハ、位ハ従四位にて官ハ少將か侍従かなるへし」と語つており、既に厄介身分の久光への官位叙任は問題視されなかつた。しかし、慶喜は「三郎殿を官位に叙任せらるゝ事となれハ、宇和島殿・土州殿にも官位を進められすてハ、詮衡基準を失ふへきか」と、宗城・容堂への配慮

から叙任を留保した。<sup>(20)</sup>この配慮は、参内昇殿の際の「座順」である。<sup>(21)</sup>この件に関しては、「兩人とも異存あるへからず」として、正月一四日付で従四位下少将が下された。<sup>(22)</sup>

このように、武家官位叙任をめぐることは、武家官位が機能させてきた大名間の家格調整という点から、留保が繰り返されたのである。

この一件以外にも、秩序変容への反作用的事例は複数確認できる。

元治元年正月、参豫会議に関与した熊本細川家の長岡澄之助・良之助兄弟に、官位叙任の噂が持ち上がった。これに対し、国元からは「御周旋者則太守様御周旋ニ相違ハ不被為在」であるから、「御二方様」に対して「萬々一左様之御運ニ共相成候而者以之外之御事」と言い、「譬被為蒙仰候共直様御断被仰立候外ハ無之候」と指示がなされた。<sup>(23)</sup>現実として奔走する長岡兄弟の周旋功績は、「太守」である当主慶順によるもの、との認識である。

同年四月、参議を推任された佐賀鍋島家閑叟は、「最早退隱之身分ニも有之、彼是以不相応之奉蒙 御賞典、何分御請申上候儀不任、心底候」と、隠居身分を理由に辞退を申し入れた。<sup>(24)</sup>これは閑叟の日和見の態度の表れである。日和見の態度とは、極めて高度な政治リズムに基づく静観的政治態度とも言える。

このように、極位極官の超越や隠居への叙任が行われ始めた時、こうした秩序変容への反作用が複数現出し始めたのである。

### 【結】

近世武家官位の最たる機能は、大名間の家格調整機能であった。それは、近世を通じて次第に形成された、秩序そのものであった。

武家官位は、幕末という政治的混乱期を迎える中で、次第に政治ツールとして利用された。政治的期待の表象と

して、官位叙任が行われた。また、徳川公儀や朝廷の期待を担い得る存在は、豊かな政治経験と家政から自由な政治的立場を保持した、隠居身分の者であった。そして、彼らに武家官位が叙任されることとなる。

しかし、こうした既存の官位秩序を変容させる作業は、容易に進行したわけではなかった。政治的相克の結果、辛うじて生み出された産物であった。また、辞退者の出現など、ネガティブ・フィードバック現象が生じた。

以上、幕末に於ける武家官位をめぐる政治力学の変転を素描した。これを基にした個別検討の蓄積、それが今後の課題である。

## 註

(1) 近世武家社会に於いて、武家官位は重要な政治要素であった。石高の多寡や江戸城詰間(殿席)と同じく、大名の資格を表象する要素であった。本稿が武家官位を素材とする所以は、この点にある。

近世武家官位研究については、堀新氏による研究史整理がある(堀「近世武家官位試論」、『歴史学研究』703、青木書店、一九九七)。堀氏は武家官位解体期の研究不在を指摘する。管見の限り、解体期を扱った検討は、藤井讓治・箱石大・佐藤宏之の三氏による仕事しかない(藤井「明治国家における位階について」、『人文学報』67、京都大学人文科学研究所、一九九〇。箱石「幕末期武家官位制の改変」、『日本歴史』577、吉川弘文館、一九九六。同「幕末・維新时期における武家官位の変質」、橋本政宣編『近世武家官位の研究』続群書類従完成会、一九九九。佐藤「十九世紀の政権交代と武家官位」、『近世

大名の権力編成と家意識』吉川弘文館、二〇一〇)。本稿が近世武家官位解体期を扱う所以は、こうした研究状況を鑑みてのことである。

また、堀氏は近世武家官位の通時的理解を必要と唱える。本稿が巨視的視野からの分析を試みる所以は、この指摘を受けてのものである。

(2) 『徳川礼典録』上、原書房、一九八二覆刻、一九四〇初出、三三五〜三三八頁。

(3) 分析始点を天明七年に設定したのは、十一代將軍家斉の治世開始というタイミングに因る。將軍去就は大きな政治的転換点である。本稿の分析時期を武家官位の解体期とするならば、それは必然的に政治的混乱期である幕末期に相当する。幕末期の始点については、明治維新研究史上、時期区分論争が存在する。ここでは、時期区分論の如何なる立場をも包摂し、しかも通時的理解を試みるため、家斉就職を始点とした。

- (4) 拙報告「幕末政局と武家官位」(鷹陵史学会二〇〇九年度年次研究大会)。
- (5) 前掲箱石「幕末・維新期における武家官位の変質」。
- (6) 『平成華族家系大成』上・下巻、霞会館、一九九六。  
新修華族家系大成
- (7) 『鹿兒島県史料 島津齊宣齊興公史料』鹿兒島県、一九八五、二七五頁。
- (8) 堀新氏は、官位叙任の在地効果説を検証するため、官位昇進運動を検討した(堀「大名の官位と「家政」「国政」、岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇)。ここでは願書のレトリック分析が中心とされており、当該期に大名が昇進運動を行った政治的背景については言及されていない。
- (9) 笹部昌利「島津久光」(笹部編『幕末維新人物新論』昭和堂、二〇〇九)。
- (10) 原口清「参預考」(原口清著作集1 幕末中央政局の動向)岩田書院、二〇〇七)。
- (11) 『統再夢紀事』二、東京大学出版会、一九七四覆刻、一九二一初出、三三三頁。
- (12) 『伊達宗城在京日記』東京大学出版会、一九七二覆刻、一九一六初出、一八三頁。
- (13) 『伊達宗城在京日記』一九七頁。
- (14) 三谷博『明治維新を考える』有志舎、二〇〇六。
- (15) 島津久光への官位叙任問題に関する論稿は、前掲箱石
- 「幕末期武家官位制の改変」や芳即正「島津久光の官位叙任問題」(『地域・人間・科学』5、鹿兒島純心女子短期大学地域人間科学研究所、二〇〇一)がある。
- (16) 文久二年七月付御沙汰書(『中山忠能履歴資料』三、東京大学出版会、一九七三覆刻、一九三三初出、四二八頁)。
- (17) 文久二年八月一二日付中山忠能・正親町三条実愛宛大原重徳書翰(『中山忠能履歴資料』三、四三五〜四三七頁)。
- (18) 『再夢紀事』東京大学出版会、一九七四覆刻、一九二二初出、一八六頁。
- (19) 『再夢紀事』一九一〜一九二頁。
- (20) 『統再夢紀事』二、二九七〜二九八頁。
- (21) 『統再夢紀事』一、三四四頁。
- (22) 『統再夢紀事』一、三四九頁。
- (23) 『元治元年尊攘録自筆状』(『改肥後藩国事史料』巻四、国書刊行会、一九七三覆刻、一九三二初出、五二九〜五三〇頁)。
- (24) 『国事書類写』(『九条家国事記録』一、東京大学出版会、一九七一覆刻、一九二二初出、二五四〜二五六頁)。